平成２５年（フ）第９０９号
大阪府枚方市長尾西町２丁目59番６号
債務者　大谷　良隆
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植村　淳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０１号
新潟市北区白新町２丁目５番４号
債務者　大島　栄博
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８７号
愛知県稲沢市奥田堀畑町21番地１　アルカディアー奥田南202
債務者　稲川　光勇
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　了嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５８６号
大阪府豊能郡能勢町地黄907番地の７
債務者　辛島　篤紀
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８４３号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目３番32―405号
債務者　東和住建こと　東正　修和
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９１０号
大阪府東大阪市荒本新町２番16―310号　東大阪レジデンス310号室
債務者　萩原　　昭
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻田　　司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満６番地40
債務者　濱矢　慎吾
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩永　勝二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第２３７５号
福岡市早良区昭代２丁目11番23号
債務者　吉田　正勝
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　崎山有紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７９号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代788番地４　ブルーパレス・ナカノⅢ103号、前住所福岡市東区多々良１丁目17番12―708号
債務者　新飼　栄一
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊黒　忠昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２５号
松江市東津田町491番地
債務者　小村　和也
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丑久保和彦
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１３号
秋田県横手市大雄字田根森47番地３
債務者　高橋　　**隆**
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第４７号
函館市日吉町２丁目35番７号
債務者　内海　治夫
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１１号
岩手県一関市藤沢町黄海字川口沖344番地６
債務者　伊藤　康弘
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第２０９号
山形県村山市楯岡中町１番17―７号、前住所山形県村山市楯岡鶴ヶ町１丁目12番19号
債務者　松倉　広宣
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３号
山形県天童市東芳賀２丁目11番34号　エムエスコーポＡ棟202号、申立時の住所山形県天童市北目４丁目13番23号　瑞穂ビル102号
債務者　ジュエリーやくわこと　八鍬　　優
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６号
三重県志摩市阿児町鵜方1167番地１
債務者　竹本桃子こと　陳　　景員
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第５２０号
愛知県西尾市一色町一色未荒子117番地３
債務者　大岡　　進
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係